

【010】 日本国憲法で保障されている精神的自由権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 思想・良心の自由には、内心における思想の告白を強制されない自由が含まれており、例えば、公務員の採用面接において、政治思想または政治活動の有無について聞くことは許されない。
- 2 信教の自由の保障を確保するため、政教分離の原則が定められており、宗教団体が設立した私立大学に、国が補助金を交付することは許されない。
- 3 表現の自由は絶対的に保障されているので、人の名誉を毀損する表現内容について発表前差止めを裁判所が行うことはできない。
- 4 学問の自由には教授の自由が含まれており、初等・中等教育機関の教師に対して、国が教育の内容や教育の方法について、制約を課すことは許されない。
- 5 結社の自由には団体に加入しない自由も含まれており、弁護士のような公共性・専門性の高い職業においても、弁護士会のような団体に強制加入させることは許されない。

【011】 日本国憲法の保障する基本的人権に関する記述として最も妥当なのはどれか。

- 1 人身の自由として、何人も、法律の定める手続によらなければ、その意に反して自由を奪われないとされており、裁判を受けない権利が保障されている。
- 2 精神の自由として、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとされており、表現の自由が保障されるとともに、検閲は禁止されている。
- 3 経済の自由として、職業選択の自由や財産権が保障されており、私有財産を公共のために用いることはできないと規定されている。
- 4 社会権として、勤労権、団結権及び団体交渉権が保障されているが、このうち団結権及び団体交渉権については、公務員には適用されないと規定されている。
- 5 請求権として、知る権利が保障されており、何人も、行政機関が保有する行政文書の開示を請求して、これを自由に入手する権利を有すると規定されている。

【012】 表現の自由について「表現内容を直接に規制する立法については、合憲性を厳格に審査する必要があるが、表現態様を規制する立法は、内容規制の場合よりも若干緩やかな基準で合憲性を考えることができる」という見解がある。この見解を前提とした場合、次の事例のうち、表現の自由を規制する立法の合憲性を若干緩やかな基準で判断してもよいのはどれか。

- 1 ある小説がわいせつ文書に当たるとして、その出版社が刑法のわいせつ物頒布罪に問われた。
- 2 ある新聞に掲載された記事が他人の名誉を毀損したとして、その新聞社が刑法の名誉毀損罪に問われた。
- 3 ある医師が医療法で規制されている営業広告を出したため、同法違反に問われた。
- 4 ある人が、商店街の街路樹の支柱に、ある政党の演説会開催の告知宣伝を内容とする立て看板を針金でくくりつけたため、屋外広告物条例違反に問われた。
- 5 ある人が、ある演説において政治上の施策に反対する目的の下に騒乱罪などの犯罪の扇動を行ったとして、破壊活動防止法違反に問われた。

【010】 1

- 2 大学である以上、交付金は支給される。
- 3 できる場合もある
- 4 初等・中等教育の教師に対して制約を課すことはできる。
- 5 弁護士会は許される

【011】 2

- 1 裁判を「受ける」権利
- 3 できる
- 4 団結権は保障されている
- 5 いかなる文書も自由に入手できるわけではない

【012】 4